

消防予第 187 号  
平成 5 年 6 月 25 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

### アナログ式自動火災報知設備の運用について(通知)

平成 5 年 1 月 29 日付けで公布された「消防法施行規則の一部を改正する省令」(平成 5 年自治省令第 2 号)の施行については、「消防法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」(平成 5 年 1 月 29 日付け消防予第 25 号)により通知したところであるが、アナログ式自動火災報知設備の運用を下記のように定めたので通知する。

については、その運用について特段の御配慮をお願いするとともに、貴管下市町村に対しても、この旨示達の上よろしく御指導願いたい。

#### 記

##### 1 アナログ式自動火災報知設備の設置指導

アナログ式自動火災報知設備は、火災発生時において早期対応が可能であり、非火災報対策を図るうえでも有効であること等から自動火災報知設備の設置が義務づけられている防火対象物に積極的に設置の促進が図られるよう指導されたいこと。

##### 2 アナログ式自動火災報知設備の表示温度等の調整

(1) アナログ式自動火災報知設備の特徴を十分に発揮できるようにするため、消防庁の指導により、(社)日本火災報知機工業会において別添の「アナログ式自動火災報知設備の表示温度等調整マニュアル」を作成したので、指導上の参考に活用されたいこと。

なお、当該マニュアルの 6 に示すフローに沿って処理された結果、設定表示温度等が消防法施行規則第 23 条第 7 項の表に定める範囲外となる場合は、消防法施行令第 32 条の規定を適用して認めてさしつかえないものであること。

(2) アナログ式自動火災報知設備による設定表示温度等の調整等による非火災報対策は、「アナログ式自動火災報知設備の表示温度等調整マニュアル」及び平成 3 年 8 月 12 日付け消防予第 158 号で送付した「非火災報対策マニュアル」により行うこと。

##### 3 特例の適用を受けたアナログ式自動火災報知設備の取扱い

(1) 特例の適用を受けたアナログ式自動火災報知設備の型式承認は、改正後の自動火災報知設備の技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなすものであること。

(2) 特例の適用を受けたアナログ式自動火災報知設備には、注意表示機能のないものがあること。

(3) 特例の適用を受けたアナログ式自動火災報知設備は、「検定対象機械器具等に係る技術上の規格に関する基準の特例の適用を受けたものの取り扱いについて」(平成2年7月13日付け消防予第95号)、「基準の特例を適用した検定対象機械器具等(アナログ式の感知器及び受信機)の取り扱いについて」(平成3年4月2日付け消防予第62号)、「基準の特例を適用した検定対象機械器具等(アナログ式の感知器、中継器及び受信機)の取り扱いについて」(平成4年7月8日付け消防予第146号)及び「基準の特例を適用した検定対象機械器具等(アナログ式の感知器、中継器及び受信機)の取り扱いについて」(平成4年11月10日付け消防予第220号)消防庁予防課長通知により個々に設置基準等を示していたが、今後設置するものにあっては、改正後の消防法施行規則第23条、第24条及び第24条の2の規定によるものであること。

(4) 特例の適用を受けたアナログ式自動火災報知設備は、基準の特例を適用した旨の表示として、「特

(5) 既に設置してある特例の適用を受けたアナログ式自動火災報知設備の非火災報対策は、前記2に準じて行うこと。

#### 4 その他

アナログ式自動火災報知設備を設置する場合は、取扱い説明書に「アナログ式自動火災報知設備の表示温度等調整マニュアル」及び「非火災報対策マニュアル」を添付するよう、(社)日本火災報知機工業会を指導しているものであること。

なお、(社)日本火災報知機工業会では、「アナログ式自動火災報知設備の表示温度等調整マニュアル」を各消防本部あてに執務上の資料として別途配布する予定であるので、念のため申し添える。